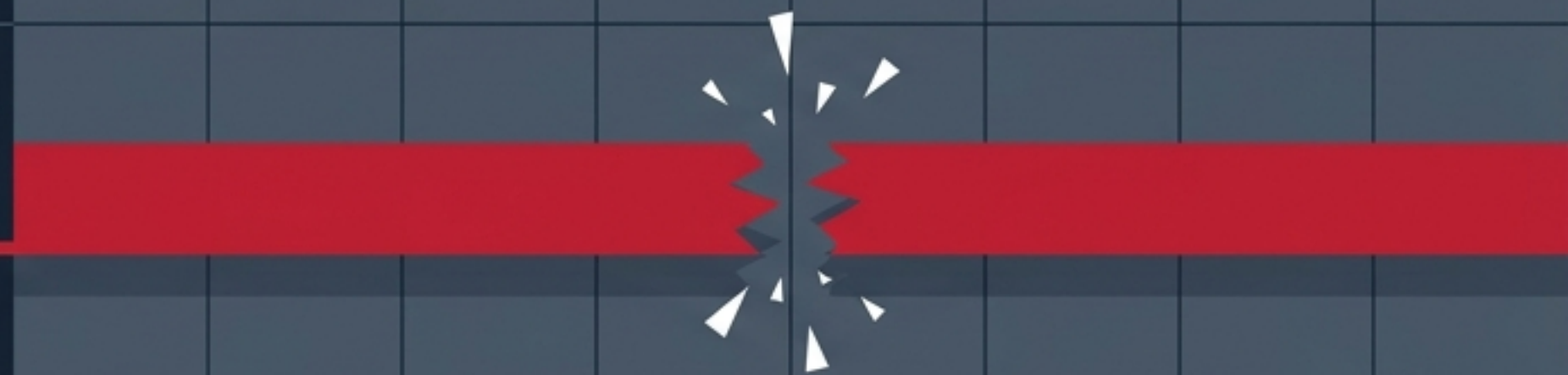




優先権承継の「レッドスレッド」

CRISPR知財高裁判決（令和8年）から読み解く、
グローバル特許戦略のパラダイムシフトと実務要請

「生命線」としての優先権：技術の優劣ではなく、手続の瑕疵が特許の生死を分ける



CRISPR-Cas9紛争

世界的規模で繰り広げられる熾烈なパテント・シケット（特許の網）。

本件の焦点

先発明の争いではなく、「パリ条約上の優先権承継の適法性」。

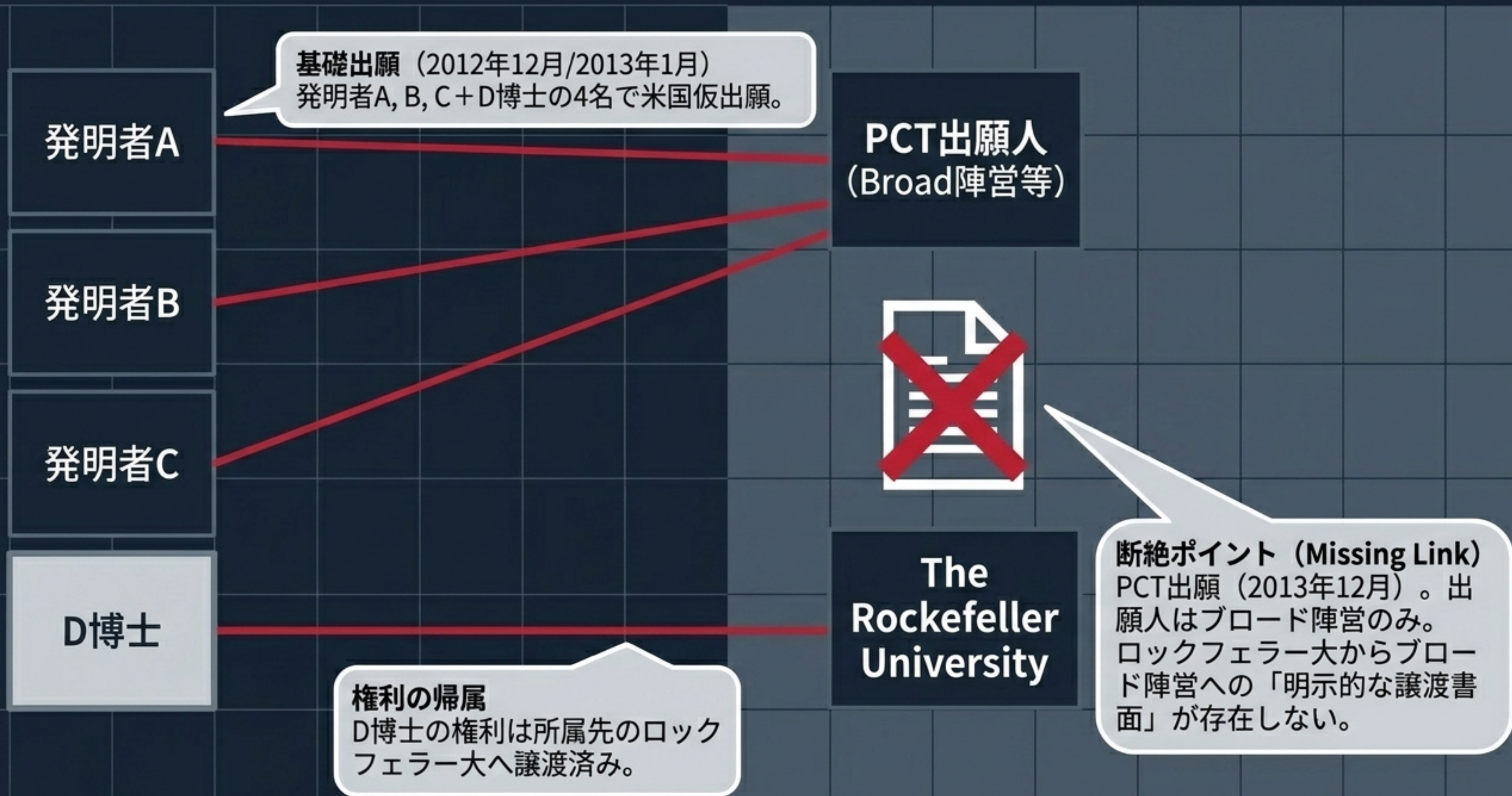
パリ条約4条A(1)

優先権を主張できるのは「正規に出願をした者又はその承継人」のみ。

致命的なリスク

優先権が無効化されれば、出願日と優先日の間に公開された論文により特許は新規性・進歩性を喪失し消滅（Life or Death）する。

優先権の断絶：「書面なき承継」という構造的欠陥



タイムラインの圧力：致命的引例の出現とクリティカル・デート

致命的な引例の出現
(Cong論文、Jinek論文公開)



2012.12.12
第1基礎出願
(D博士含む)

2013.01.02
第2基礎出願
(D博士含む)

2013.01.30
第3基礎出願

2013.12.12
Critical Date
(本件PCT出願日)
この日までに優先権承継
が完了していなければ、
1月の論文により特許は
「死」を迎える。

特許庁の厳格主義：書面不存在による優先権無効と特許取消



請求人

ツールゲン社（ToolGen Inc.）による特許無効審判（無効2022-800080号）。

特許庁のロジック（書面重視）

客観的な「譲渡書面」が存在しない。事後的な陳述書の証明力は低く、当事者間の紛争などの間接事実からも譲渡は認められない。

結論

優先権主張は不適法。甲1（Science論文）、甲2（Nature Biotechnology論文）により新規性・進歩性欠如で無効。

知財高裁の救済ロジック：「黙示の合意」による連鎖の修復

Legal Equation

Mutual Assent
(相互合意の表明)

Implied Agreement
(黙示の合意)

Consideration
(約因)

パラダイムシフト

書面偏重から、出願実務の実態と準拠法（米国契約法）の実質的評価へ。

準拠法の適用

マサチューセッツ州法またはニューヨーク州法（いずれも書面を成立要件とせず）。

法的枠組み

協調的な行動様態（course of conduct）の積み重ねから、PCT出願時点での「黙示の優先権譲渡」の成立を認定。

要件① 相互合意の表明 (Mutual Assent) : 3つの行動様態

Mutual Assent (相互合意の表明)

Pillar 1: 共同出願協力

第1・第2基礎出願へのロックフェラー大 (D博士) の参加。優先権主張枠組みへの参加意思表示。

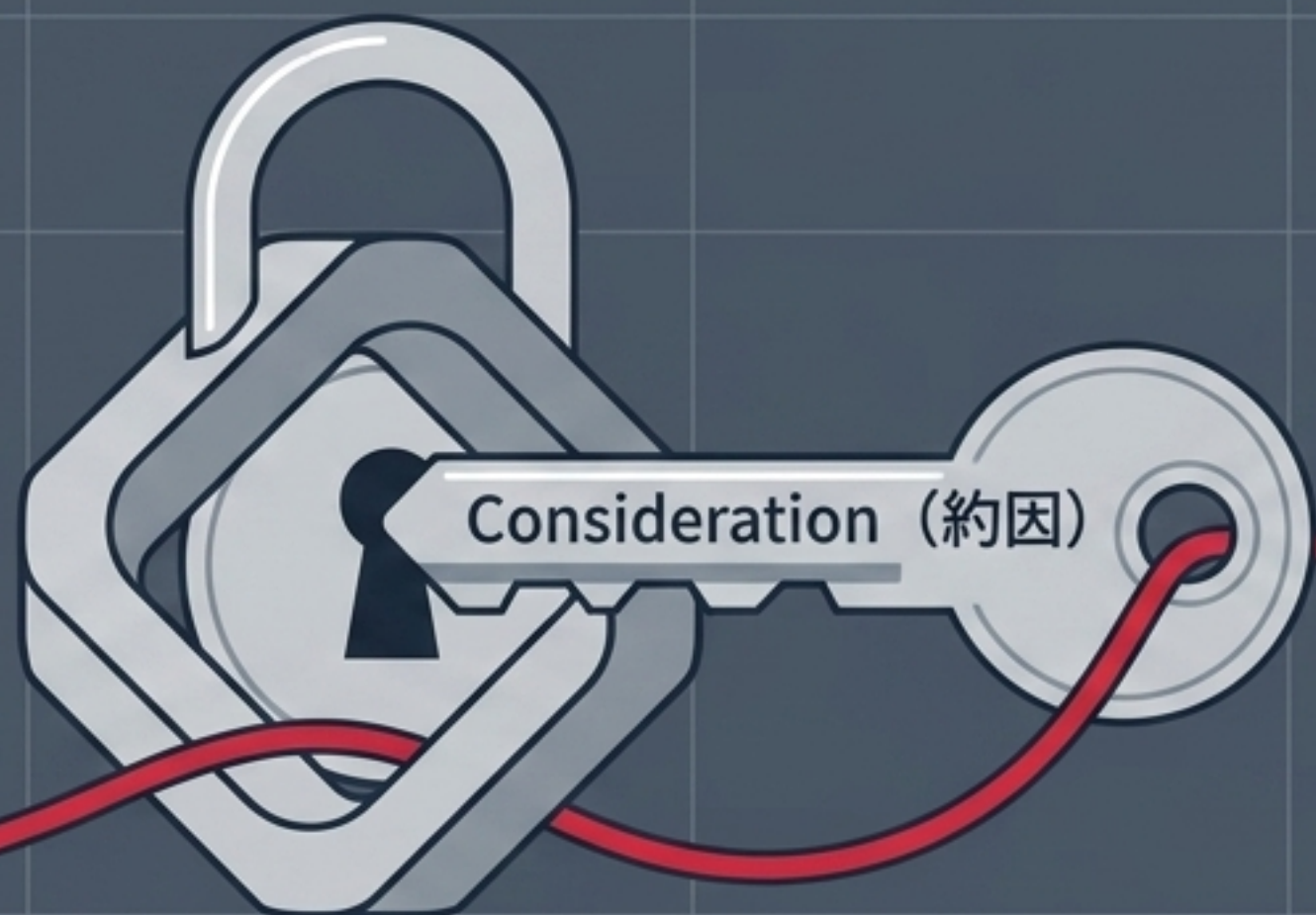
Pillar 2: 外部弁護士への委任

本件PCT出願と同日、Vedder Price事務所へ関連出願のための委任状と譲渡書を提出。承諾意思の外部への決定的な表明。

Pillar 3: 発明者調査への同意・協力

外部弁護士の調査プロセスに協力し、PCT出願時点で異議を唱えなかった事実 (黙示の容認)。

要件② 約因 (Consideration) と事後的事象による裏付け



対価の認定

- ・ 関連PCT出願の手続が進められ、将来有効な特許の権利者として名を連ねる機会（潜在的利益）を得たこと。



2014年 国際公開

ロックフェラー大は特段の異議を唱えず。



2018年 仲裁の終結

発明者の変更は行われぬ旨が決定され、当初の認定が追認される。

裁判所の判断

紛争は別出願の対象であり、PCT出願時の合意を覆すものではない。事後的事象は合意を裏付けるものとして機能する。

グローバルな視点：EPOにおける従来の厳格主義（T 0844/18）

All Applicants Approach

EPOが長らく堅持してきた極めて厳格な形式主義。

同族特許での結果

全く同じブロード陣営のCRISPR出願に対し、EPO技術審判部は優先権を否定。

理由

D博士側がPCT出願人に含まれておらず、書面による譲渡もなかったため。例外は認められず不服申立ては棄却。

EPO



EPOのパラダイムシフト：G 1/22による「反証可能な推定」

拡大審判部決定（2023年10月）

G 1/22 および G 2/22 による歴史的転換。

立証責任の転換
(Burden of Proof Shift)

Rebuttable Presumption（反証可能な推定）

形式要件に従って優先権主張をした場合、「その出願人に優先権主張権限がある」と強力に推定する。

結果（T 2360/19）

立証責任は優先権を無効にしようとする異議申立人に移行。同族特許において判断が覆り、優先権有効として差し戻し。

グローバル優先権承継 診断マトリックス

	JPO (特許庁)	JP知財高裁 (本件)	EPO (Pre-2023)	EPO (Post-2023 G 1/22)
アプローチ (基本理念)	書面至上主義	事実認定・実質評価	全出願人一致原則	出願人保護
形式要件	明示的譲渡書面	準拋法に基づく	明示的譲渡書面	形式的主張で足る
立証責任	特許権者	特許権者	特許権者	異議申立人 (転換)
欠缺時の救済 メカニズム	なし (極めて厳格)	間接事実に基づく 黙示の合意認定	なし (致命的)	反証可能な推定に よる保護

Chain of Title 構築プレイブック：事後救済に依存しない防御戦略

本判決の教訓は「書面がなくても救われる」ではなく、「書面がないと、後年に膨大な間接事実を総動員して立証する羽目になる」という警告である。

1. 共同研究開始時



共同研究契約（JRA）に「優先権を主張する権利」の帰属・代表出願人を明記。

2. 米国仮出願時



発明者から所属機関への譲渡証（Assignment）を即座に取得。

3. PCT出願前



基礎出願人とPCT出願人の不一致を一覧化しリスク可視化（出願人決定を議事録保存）。

4. DD・無効資料調査時



基礎出願人、後願出願人、証拠の有無を国別の法基準（推定 vs 事実認定）で検証。